

平成 29 年度第 2 回夕張市福祉有償運送運営協議会 議事内容

- 1 日時 平成 29 年 9 月 15 日 (金) 9:50~10:35
- 2 場所 夕張市役所 4 階 第 1 会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 大島委員 板谷委員 横川委員 中山委員 菅谷委員 (5 名)
 - (2) 事務局 保健福祉課 樋口主幹
保健福祉課生活福祉係 秋山係長 佐々木主任
 - (3) 申請団体 社会福祉法人清光園 小田島施設長 佐藤主任
社会福祉法人雪の聖母園 出嶋施設長

4 議事内容

【1 開会】

(事務局)

皆さま揃いましたので、平成 29 年度 第 2 回夕張市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日司会を務めます、事務局の保健福祉課生活福祉係の秋山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日出席の委員数は総勢 9 名のうち 5 名で、過半数を超えているため、夕張市福祉有償運送運営協議会設置要綱第 4 条第 4 項の規定により会議が成立しておりますことを報告いたします。

なお、和田委員、北條委員、安部委員、小林委員につきましては欠席の連絡をいただいております。

また、本日は申請事業者の社会福祉法人清光園より小田島施設長並びに佐藤主任、社会福祉法人雪の聖母園より出嶋施設長に出席をいただいておりますが、審査順の関係上、社会福祉法人雪の聖母園については、別室で待機していただいております。

本協議会は原則公開となっておりますが、協議事項の概要を記載した議事録の公開をもってこれに代えることが出来ることとなっておりますので、議事内容については後日、夕張市のホームページに掲載されることをあらかじめご了承願います。また、本日は議事録作成のため録音を行っておりますのでご了承ください。

【2 挨拶】

(事務局)

それでは板谷会長より挨拶をいただいたのち、以降の進行をお願いします。

<板谷会長挨拶>

【3 報告事項】

(会長)

それでは、報告事項をお願いします。

(事務局)

3の報告事項についてであります。本年6月16日に協議会を開催しまして、社会福祉法人夕張市社会福祉協議会の更新登録に係る協議を行ったところでありまして、それ以降について報告事項はございません。以上です。

(会長)

前回協議会以降の報告については無いということですので、よろしいでしょうか。

【4 議題(1)】

(会長)

それでは議事に移りたいと思います。「(1)社会福祉法人清光園において実施する福祉有償運送に係る更新登録について」の審査を行います。申請事業者より説明をお願いします。

(清光園：小田島施設長)

当法人では、数年に渡って福祉有償運送事業を行っております。今回、期限が切れるということで改めて申請した次第です。

6ページをご覧ください。当園は車両が空いている時間に地域の方に運用していただくという趣旨で行っております。車いす対応の車両が1台、兼用車1台、回転シート車が2台、合計4台で運用しております。旅客の範囲であります。要介護認定、要支援認定を受けている者となっております。7ページは清光園の定款になります。16ページは清光園の履歴事項証明、19ページが役員名簿となっております。25ページが運行管理体制であります。運行管理の責任者岡崎光雄、専従する責任者が私、運行管理の責任者及び整備管理の責任者小田島、代行者として渡邊芳賢を指名しております。安全な運転のための確認等の体制ですが、全て私の方で確認しています。代行者が渡邊芳賢となっております。事故発生時の連絡体制ですが、事故あった場合は事故対応の責任者から運送の責任者の私に、私から岡崎に報告します。それと併せて、警察署、運輸支局、運営協議会に連絡する体制となっております。26、27ページが就任承諾書です。28ページが保険の内容であります。対人対物無制限です。32ページが福祉有償運送の料金表になります。1kmまで250円、それ以降は表のとおりです。33ページが登録証、34ページが運転者の名簿になります。11名の職員を運転者として登録しています。以降は免許証の写し及び運転記録証明書、移送サービス運転協力者講習の修了証と介護福祉士登録証です。76ページから旅客の名簿となっております。当園の施設入所者その他で現在154名登録されております。80ページ、登録者の身体状況等、態様ごとの会員数ですが、表のとおりで、総勢154名です。

追加で説明が必要であれば仰ってください。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの更新登録についての説明に対し、委員の皆さまからの発言がありましたらお願いします。

(中山委員)

車いす移動車にはストレッチャー搭載装置はついていますか。

(小田島施設長)

ついています。

(中山委員)

運転記録証明書で違反のある方がいますが、業務中か業務外かは。

(小田島施設長)

業務外です。

(中山委員)

違反があった場合はどのように指導されていますか。

(小田島施設長)

業務外に関しては、運転記録証明書をとって確認し、本人には注意を促しているところです。運転を始める前にも十分注意するよう言っています。

(中山委員)

業務外の違反についての定期的な確認や、違反があった場合に報告するような仕組みは組織内にありますか。

(小田島施設長)

現在のところありません。

(中山委員)

違反をよくされる方は日常的にそういう運転をされており、業務外とはいえ、業務中もそういう運転をする可能性があります。有償運送の場合は、業務中であっても、本人の申出が無ければ把握する仕組みがありません。営業車の場合、業務中の違反であれば、事故も含めて、警察から会社と運輸支局に通報が来ることになっているから把握できますが、自家用車は仕組みが無いので、違反があった場合は業務中でも私用でも何かしら把握して、その都度指導するような体制をつくられた方がいいのかなと。

(小田島施設長)

わかりました。運転記録証明書を定期的に取り等、把握できる体制を検討します。

(中山委員)

何かあってからでは遅いので、予防措置ということで日常的に指導していただければと。もう一点、対価の一覧表の中で、1km単位で金額が変わっていないのは何か理由がありますか。

(小田島施設長)

計算方法がありまして、加算額を積み上げていくとそのようになります。

(中山委員)

料金表として見せるのであればこれで良いでしょうけど、書類としてつける場合は何 km までいくらで、以降これだけ加算ですよという根拠を示してもらった方がわかりやすいかと。

(小田島施設長)

算出根拠を再提出した方がよろしいでしょうか。

(中山委員)

委員の方が異存なければ事務局で確認をとって頂ければ。

(会長)

委員の方から書類の再提出を求める必要があるかどうかということですけど、そこまでは不要でしょうか

(事務局)

付け加えますと、タクシー料金の概ね 2 分の 1 とする、というのがありまして、こちらで計算したところ、全て 2 分の 1 以下となっております。委員の方で積算根拠を知りたいということであれば、後程事務局から各委員に資料等提供したいと思います。

(会長)

事務局に改めて書類を提出させ、委員に後程知らせても良いということではありますが、必要でしょうか。なければ事務局に提出、というところで留めても良いのではと思いますが。

(委員)

それで良いかと。

(会長)

では、計算根拠について事務局へ提出し、保管してもらおうことをお願いします。

その他に何かございますか。

無いようでありますのでただいまの社会福祉法人清光園において実施する福祉有償運送に係る更新登録について、お諮りいたします。

本件につきましては、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認することによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議が無いようでございますので、それでは、ただいまの社会福祉法人清光園において実施する福祉有償運送に係る更新登録については承認することといたします。

次の審査に入る前に事業者が入れ替わりますので、少々お待ちください。

【4 議題 (2)】

(会長)

申請事業者の社会福祉法人雪の聖母園、出嶋施設長が入られましたので、「(2) 社会福祉法人雪の聖母園において実施する福祉有償運送に係る更新登録について」の審査を行います。申請事業者より説明をお願いします。

(出嶋施設長)

今回、福祉有償運送に係る登録の更新時期が参りましたので申請するわけでございます。説明させていただき社会福祉法人雪の聖母園、障がい者支援施設しみずさわの管理者、出嶋と申します。よろしくお願いたします。

81 ページをご覧ください。登録に係る申請書となっております。申請者は社会福祉法人雪の聖母園、理事長上杉昌弘。登録番号は北札福第 27 号、種別は福祉有償運送です。82 ページの運送の区域は夕張市となっております。事務所の名称は社会福祉法人雪の聖母園障がい者支援施設しみずさわ、位置は夕張市南清水沢 4 丁目 63 番地です。自動車の数及びその種別ごとの数ですが、いずれも自己所有でして、セダンが 2 台、車いす車両 2 台の計 4 台です。運送しようとする旅客の範囲ですが、福祉有償運送で、身体障害者福祉法に規定する身体障害者並びにその他肢体不自由者、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者となっております。84 ページから 91 ページまでは社会福祉法人雪の聖母園の定款となっておりますので、ご確認ください。92 ページは当法人の履歴事項全部証明書となっております。94 ページは社会福祉法人雪の聖母園の役員名簿、95 ページは当法人の役員全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを宣誓する宣誓書です。96 ページから 99 ページは、今回登録させていただき各車両の車検証の写しです。100 ページは自動車の運行管理体制等であります。運行管理、整備管理及び事故対応の責任者については、それぞれ記載の者が責任者となっております。運行管理及び整備管理の体制については、責任者は理事長の上杉、専従する責任者は出嶋、その下に運行管理及び整備管理の責任者、運行管理責任者の代務者は中川博之となっております。安全な運転のための確認等の体制については、そこに記載のとおりとなっております。事故発生時の連絡体制については、運転者から運行管理の責任者等に連絡をもらい、警察、運輸局並びに運営協議会、運送に係る責任者に連絡し、それぞれの指示に従う体制になっております。苦情処理体制については、責任者が出嶋、苦情処理の担当者は上野が対応いたします。101 ページから 104 ページは登録する車両の自動車保険の証明書です。105 ページは有償運送サービスの運賃であります。初乗り運賃、これは 1.5km までですけど 250 円。これを超える部分につきましては、500m ごとに 40 円と設定しました。距離制運賃をベースに市内小型タクシーの約 2 分の 1 程度の料金ということで設定しております。複数の乗車があるときは乗車運賃を乗車人数で割り返した額で負担していただく設定になっております。106 ページは距離数に応じた金額を記載しています。107 ページは自家用有償旅客運送者登録証です。平成 26 年 9 月 26 日に札幌運輸支局長に登録いただいております。108 ページは運転者名簿兼運転者就任承諾書です。運転者は私を含め全部で 6 名を登録させて

いただくことで申請しております。109 ページは登録する者の運転免許証を添付しております。110 ページから 123 ページは登録する運転者の運転記録証明書、移送サービス運転協力者講習の修了証を添付しています。介護福祉士の資格を持っている者については登録証の写しを添付しております。124 ページは運行管理の責任者就任承諾書です。126 ページは旅客の名簿です。私どもの施設の利用者を旅客として登録しています。129 ページは身体状況等、態様毎の会員数となっております。身体障害者が 5 名、知的障害者が 46 名、精神障害者が 1 名、総合計が 52 名となっております。

以上、申請させていただく内容をご説明させていただきました。よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの更新登録についての説明に対し、委員の皆さまからの発言がありましたらお願いします。

(中山委員)

責任者、運転者一人のご住所が札幌市ですけど、通勤されているんですか。

(出嶋施設長)

今現在は夕張市に在住しています。

(中山委員)

住民登録の手続きはされておりますか。

(出嶋施設長)

しております。免許証等の手続きをしていないようです。

(中山委員)

速やかにしていただいた方がよいかと。

それと、違反をしている方がいるようですが、これは業務中、それとも業務外でしょうか。

(出嶋施設長)

業務外です。

(中山委員)

これは今回運転記録証明書を取られて把握されましたか。

(出嶋施設長)

業務中、私用に限らず、違反を犯した場合は必ず私まで報告させ、そのうえで必要な指導をしております。

(中山委員)

わかりました。

単純な疑問ですけど、対価の計算方法で 2 分の 1 にこだわられているようですが、概ね 2 分の 1 なので、介護保険の移送サービスの関係で端数つけている団体もありますけど、そうでなければもっと計算しやすく、なおかつ、だいたい半分以下になっていれば良いかと。500m ごとに 40 円では大変じゃないでしょうか。

(出嶋施設長)

計算上は細かくなりますが、実際は運行メーターでキロ数等測っておりますので。

(中山委員)

1km100円といった、もっと簡単な対価設定のところも多いです。それでもタクシーより安いので。タクシーだと1km260円くらいですか。100m単位で出ますけど車の種類によってはメーターの位置とかでやりづらいですね。1kmまでなら1kmまでとしてしまえばそこまでメーターがいかなくても、その前で1km超えてしまえばその分取る。いかなければ取らなくていい。

強迫観念的に2分の1にしているのかなと。先ほどの団体もそうだったんですけど、そこまでは言ってないので。概ねの目安、一つの判断基準であり、協議会の中で対価について合意が得られれば、2分の1超えていても協議が整えば問題ありません。国土交通省本省からは2分の1にしろという指導はするなと言われていました。あくまでも一つの目安として提示しているのであって、優先されるのは協議会での合意。そのためにもタクシーの事業者さんにも入ってもらっています。料金の計算を気にするあまり運転の注意が散漫になっても。計算方法で乗務員から不満が出ているようであれば、そんなかたちで見直し検討されても問題はありません。

1.5kmを最初にしているのもタクシーが最初1.6kmだからでしょうけど、別に1kmいくから始めて、そのあとの加算をいくら、というかたちでやっていても良いです。細かいところは細かいですけど、早見表をさっきみたいに作っている。端数が出ないように100円単位にして、10円単位が出ないようなかたちでやられている団体さんは結構多いです。たまに介護保険の請求の関係で1円単位の端数ついているところもありますけど、対価に関してはそういう考え方で整理していただいてもかまいません。

(会長)

ただ今の意見については、参考にさせていただいて、なるべくわかりやすく、見やすいようなかたちにさせていただければと。

他に何かございませんか。

無いようでありますのでただいまの社会福祉法人雪の聖母園において実施する福祉有償運送に係る更新登録について、お諮りいたします。

本件につきましては、運営協議会として協議が整ったとして、これを承認することによりでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、ただいまの社会福祉法人雪の聖母園において実施する福祉有償運送に係る更新登録については承認することといたします。

【4 議題（3）】

続きまして「(3) その他」であります。事務局から何かありますでしょうか。

（事務局）

本日お配りした資料の中で、運転者に係る書類及び旅客名簿につきましては、個人情報がございますので、会議終了後、この場で回収させていただきますので、ご了承ください。

本年度更新予定の事業者は3事業者であり、本日で全ての事業者の協議が終了しました。今後は、新規の申請又は協議会開催の申出があれば随時開催いたしますが、なければ3年後の平成32年度に開催となりますので、その際は委員の皆さまのご協力をお願いします。

【5 閉会】

（板谷委員）

本日予定の議題は全て終了しました。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。これ以降は事務局をお願いします。

（事務局）

板谷会長並びに委員のみなさま、ご審議をいただきありがとうございました。

以上を持ちまして、平成29年度第2回夕張市福祉有償運送運営協議会を終了します。本日は誠にありがとうございました。